

SAGA

市報さが

平成12年 **9** 月15日号 / No.782

CONTENTS

2・3 特集

介護保険制度

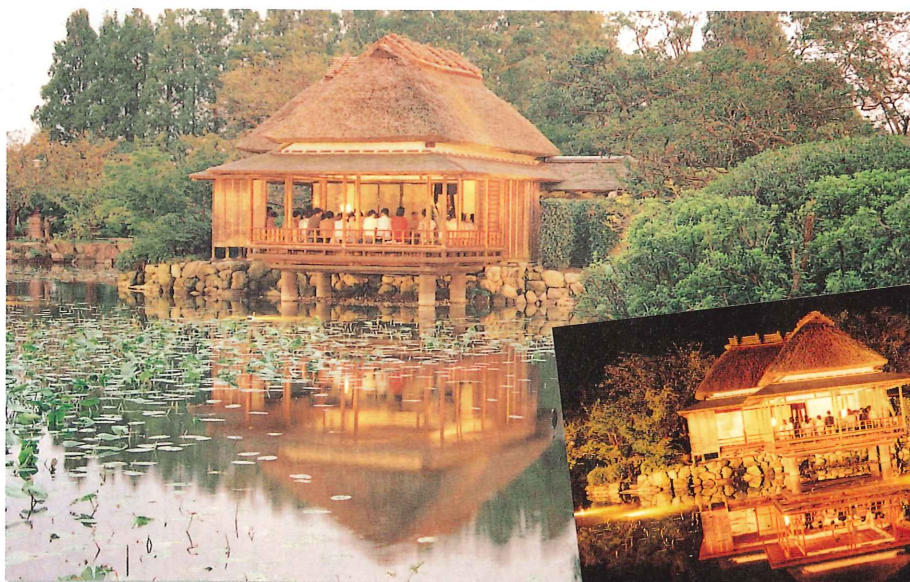
4 窓口業務の受付時間延長

7 交通安全

5 みんなで支える長寿のよこび

12・13 街かどリポーター
私の特ダネで～す

6 川を愛する週間



『隔林亭』月見茶会 (写真～昨年の月見茶会)

ライトアップした隔林亭で、月見を楽しみながら茶会を楽しんでみませんか。

- ・日時 9月30日(土) 17時～21時(雨天時は10月1日(日)に順延)
- ・場所 神野公園 隔林亭
- ・受付 16時から20時30分まで隔林亭入口にて(予約なしで500名様まで)
- ・料金 1,000円(茶の湯席・煎茶席 2席分)

◎問い合わせ 都市計画課 ☎ 24・3151内線 234



市報さがは再生紙を使用しています。

10月から65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険料の徴収が始まります

4月から介護保険制度が始まりました。佐賀中部広域連合では、この制度に基づき、介護が必要な方に保険給付を行っています。

これまで、国の軽減措置により65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の負担はありませんでしたが、10月からは、通常の保険料のうち半分を負担していただくことになります。

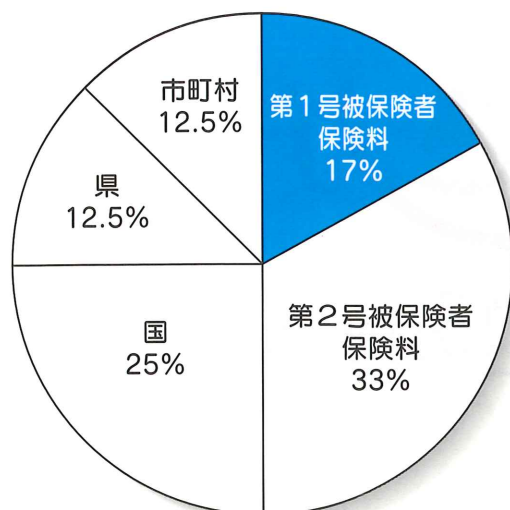
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

佐賀中部広域連合の65歳以上の方の保険料は月額3,068

円(※基準額)を基準として、所得状況などに応じて5段階に区分して設定される仕組みになっています。

毎年、4月1日現在の被保険

介護保険の財源



保険料の納付が遅れると
災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられる場合があります。

- 利用しているサービスの利用料をいったん全額自己負担することになります。
- 保険給付の全部または一部が一時差し止められます。
- 未納期間に応じて保険給付が引き下げられたり、高額介護サービス費が支給されない場合があります。

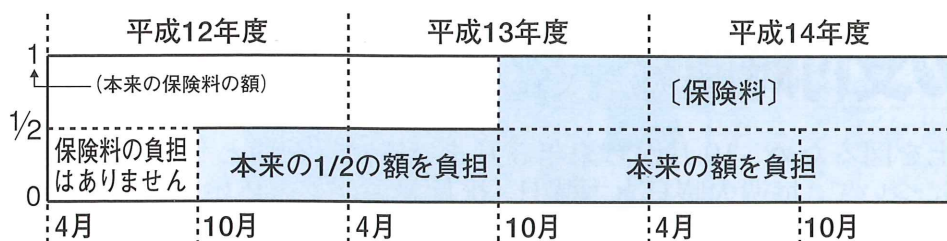
者本人とその世帯状況により、被保険者それぞれに保険料を算定し、すべての被保険者に負担していただきます。

※基準額は、佐賀中部広域連合の介護サービスにかかる費用(3年分)を試算した総額から、第1号被保険者の負担総額(全体の約17%)を計算し、第1号被保険者数で割った額を月数で割ったものです。

65歳以上の方の保険料(平成12~14年度)

区 分	対 象 者	算 式	保 険 料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額×0.5	年額 18,408 円 (1,534 円/月)
第2段階	世帯全員が市民税非課税	基準額×0.75	年額 27,612 円 (2,301 円/月)
第3段階	本人が市民税非課税 (世帯内に市民税課税者がいる場合)	基 準 額	年額 36,816 円 (3,068 円/月)
第4段階	本人が市民税課税で 本人の前年の所得が 250万円未満	基準額×1.25	年額 46,020 円 (3,835 円/月)
第5段階	本人が市民税課税で 本人の前年の所得が 250万円以上	基準額×1.5	年額 55,224 円 (4,602 円/月)

平成12～14年度の65歳以上の方の保険料負担



介護保険制度の円滑な導入のため、平成12年度と13年度の保険料は、次のとおり軽減されます。

① 本年4月～9月
保険料を納める必要はありません。

平成12・13年度は65歳以上の方の保険料が軽減されます

平成12～14年度の65歳以上の方の各段階別の保険料（年額）

区分	平成12年度保険料	平成13年度保険料	平成14年度保険料
第1段階	4,602円	13,806円	18,408円
第2段階	6,903円	20,709円	27,612円
第3段階	9,204円	27,612円	36,816円
第4段階	11,505円	34,515円	46,020円
第5段階	13,806円	41,418円	55,224円

② 本年10月～平成13年9月
保険料が半額になります。

※ 実際に保険料を納付していたくのは本年10月からとなります。



18の市町村が支え合う
佐賀中部広域連合

事務局／〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号
☎0952(40)1111 FAX0952(40)1165
フリーダイヤル 0120-65-2114

佐賀市・多久市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町
大和町・富士町・神埼町・千代田町・三田川町・東脊振村
脊振村・三瀬村・小城町・三日月町・牛津町・芦刈町

介護保険に関するお問い合わせは、佐賀市役所社会福祉課長寿推進室（☎24・3151内線386・387）または左記の佐賀中部広域連合までどうぞ。

お問い合わせは

災害などにより著しい損害を受けた場合など保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付を猶予したり、減免する制度があります。

保険料の減免について

特別徴収対象者には、「特別徴収決定通知書」を、普通徴収対象者には「納入通知書」を10月初旬にお送りします。

納付方法のお知らせ

65歳以上の方の保険料の納め方

老齢・退職年金を月額15,000円以上受給されている方

はい

年金からの天引きとなります

特別徴収の平成12年度以降の納期

12年度	10月、12月、翌年2月に受給される年金からそれぞれ2カ月分の保険料が天引きされます
13年度以降	4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の偶数月に受給される年金からそれぞれ2カ月分の保険料が天引きされます

いいえ

口座振替または納付書により各金融機関（※）で納付

※ 普通徴収の保険料納付の取扱金融機関は、佐賀中部広域連合の区域内に本・支店を置く金融機関および郵便局です。

普通徴収の平成12年度以降の納期

12年度	毎月月末までに納めていただきます 納付書は初回を10月、次を12月の2回送付します
13年度以降	毎月月末までに納めていただきます 納付書は4カ月分をまとめて4月、8月、12月の年3回送付します

便利な口座振替をご利用ください

普通徴収対象者の方で保険料のお支払いに便利な口座振替を利用される方は、初回の納付書に口座振替依頼書（はがき）を同封しますので、必要事項を記入・押印しポストに投函してください。

10月3日(火)から 毎週火・木曜日は 窓口業務(一部)の受付時間を午後6時まで延長します

市では、市民サービスの向上を図るため、10月から来年3月までを試行期間として、各種証明書の発行など窓口業務の一部について、毎週火曜日と木曜日（祝日および年末年始の休日を除く）の午後6時まで、窓口業務時間を1時間延長します。

通常の時間帯（午前8時30分～午後5時）には市役所にお越しいただけない方は、ぜひご利用ください。

実施する窓口と取り扱う業務は下の表のとおりです。なお、午後5時以降の業務について他の官公庁などへ問い合わせる必要がある場合、また、内容が特殊なものは、一部対応できないこともあります。

市役所の代表電話番号 ☎24・3151

【庁舎1階】

担 当 課	窓口	内線 ☎	取 り 扱 い 業 務
環 境 課 市 民 課	2	313	・ごみ収集カレンダーの配布
	3	346	・戸籍届（死亡・婚姻など）の受付 ・死体等埋火葬、火葬場使用許可証の交付
	4	344	・住民異動届の受付 ・戸籍、戸籍の附票の写し、住民票の写しなどの交付
保 険 年 金 課	6・7	334	・印鑑登録および証明書、外国人登録および証明書の交付 ・その他諸証明の交付
	8	336	・国民健康保険の異動（加入、脱退、変更）の届出受付 ・各種申請の受付（はり・きゅう利用証、葬祭費、高額療養費委任払 など） ・国民年金の異動手続き（転出および市内の住所異動、制度などの一般的な相談（データ照合を要するものを除く））
納 税 課	11	202	・市税の収納、納税相談
市 民 税 課	13	188	・納税証明・課税証明・所得証明・事業所証明・評価証明・公課証明・無資産証明
	14	187	・軽自動車税継続検査用証明
資 産 税 課	15	196	・公簿（名寄帳、字図など）の閲覧
社 会 福 祉 課	16	384	・児童手当および乳幼児医療費助成申請
	17	382	・特定目的市営住宅入居希望者登録および入居申し込み・罹災証明・恩給の失権届
	18・19	386	・介護保険（要介護、要支援認定申請、要介護認定変更申請、被保険者証交付、再交付申請など）・各種申請の受付（家事支援サービス、生きがい活動支援通所、緊急通報システム、配食サービス、短期宿泊、高齢者紙おむつ支給など）
	20	383	・各種申請の受付（重度心身障害者医療費助成、更生医療、身体障害者手帳交付、ホームヘルプサービス、デイサービス、手当、福祉タクシー助成券、補装具交付、日常生活用具給付、短期入所 など施設入所申請以外のもの）
保 険 年 金 課 （老人医療係）	22	469	・老人保健法による医療の受給資格、取得、変更、喪失届出 ・各種申請の受付（老人保健標準負担額差額支給、コルセット、療養費など）
秘 書 広 報 課 （市民相談室）	23	158	・協和館、神野のお茶屋、隔林亭、競馬場跡地、城西中学校跡地、無料体育施設、旧古賀家の使用許可（佐賀球場、市立球場を除く）・出前講座の受付・庁内の案内・水道、ガス料金の収納など

【庁舎6階】

教 育 総 務 課		415	・小中学校の転出、転入受付
-----------	--	-----	---------------

【ほほえみ館】

健康づくり課	1 階	632	・母子健康手帳の交付 ・ほほえみ健診予約受付
児 童 課	2 階	635	・保育所の入退所に関する申請

※取り扱い業務は上記のとおりですが、ご不明の点は事前に担当課へお尋ねください。

みんなであえる 長寿のよろこび

4月から介護保険制度が始まり、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みになりました。

市では、「長寿をよるこぶことのできる社会」の実現に向け、子どもから高齢者まで市民すべてが健康で生きがいを持ち、活力ある豊かな長寿社会を築くことを目指して「佐賀市高齢者保健福祉計画」を策定しました。

多くの高齢者が、尊厳と生きがいを持って社会参加ができ、

区で多彩な行事が行われます。

住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活できる社会環境をつくっていくためには、

市民一人ひとりが高齢者の問題を身近なものとして理解していくことが大切です。

9月15日の敬老の日は「多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う日」として定められています。

市では、この日を中心に各学校区で多彩な行事が行われます。

敬老祝金

市から長寿をお祝いするため支給していましたが、今年度から支給対象者と支給金額が別表1のとおり変わります。

また、佐賀県から別表2のとおり祝品、祝金が支給されます。

百歳以上が25人

長寿をお祝いし、佐賀市長寿者番付上位40人を公表します。

これは、平成12年8月31日現在の住民基本台帳に基づいて作成したもので、市内には100歳以上の方が25人、今年度中に100歳を迎える方が8人いらっしゃいます。

老人福祉センターを利用してみませんか

高齢者の方々の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として4つの老人福祉センターがあります。

○巨勢老人福祉センター

(巨勢町 24・5433)

○平松老人福祉センター

(末広二丁目 22・0441)

○金立いのこの家

(金立町 98・0540)

○開成老人福祉センター

(鍋島町 32・1730)

老人趣味の作品展

高齢者の方に趣味をとoshite生きがいを高めていただくために毎年行っていますが、今年は次のとおり開催します。

・期間 9月19日(火)～25日(月)

・時間 9時～16時

・会場 ほほえみ館1階

土・日曜日もご覧になれます。

◎問い合わせ

社会福祉課長寿推進室

24・3151内線386・387

蒙御免 佐賀市長寿番付 (平成十二年八月三十一日現在)

東			西		
南佐賀	横網	横尾安子	高水瀬東	横網	山副孝三
明二七・一〇二〇	女	一〇五歳	明二九・八・三	男	一〇四歳
神野東	張横網	溝口徳次	高水瀬東	張横網	古賀スエ
明二九・一・一五	男	一〇三歳	明三〇・一・六	女	一〇三歳
大関	神野西	山柳フイ	明三〇・二・七	女	
張大関	水ヶ江	北島トチヨ	明三〇・二・二	女	
関脇	久保東	宮原トセ	明三一・四・五	女	
張関脇	兵庫町	真崎イマ	明三一・二・一〇	女	
小結	神野西	正ホヒロ	明三一・三・一	女	
張小結	駅前中央	片淵千代子	明三一・八・四	女	
前頭	若宮	馬場マセ	明三一・二・一〇	女	
同	柳町	大倉力子	明三一・二・四	女	
同	久保東	辻丸ヨ子	明三一・二・七	女	
前頭	鍋島町	香月サタ	明三二・五・二	女	
同	北山副町	坂本彌市	明三二・一・二五	男	
同	高水瀬東	菅瀧リ	明三二・一・二五	女	
同	愛敬町	鶴池四郎	明三二・一・八	男	
同	金立町	副島米夫	明三二・三・七	男	
同	開成	糸山ソテ	明三二・四・二	女	
同	高水瀬東	須亮ハル工	明三二・五・八	女	
同	鍋島町	右近トミ	明三二・六・一〇	女	
同	久保東	小宮ツモ	明三二・七・六	女	

別表1 敬老祝金支給対象者と金額 (佐賀市)

区分	今年度の対象者	金額
傘寿・80歳	大正 8年9月16日～大正 9年9月15日までに生まれた方	5,000円
米寿・88歳	明治44年9月16日～大正 元年9月15日までに生まれた方	10,000円
卒寿・90歳	明治42年9月16日～明治43年9月15日までに生まれた方	15,000円
白寿・99歳	明治34年4月 1日～明治35年3月31日までに生まれた方	20,000円
百寿・100歳以上	明治34年3月31日以前に生まれた方	30,000円

別表2 敬老祝品・祝金の支給対象者と金額 (県)

区分	今年度の対象者	金額
米寿(88歳)	明治44年9月16日～大正 元年9月15日までに生まれた方	祝品
90歳	明治42年9月16日～明治43年9月15日までに生まれた方	10,000円
95歳	明治37年9月16日～明治38年9月15日までに生まれた方	20,000円
新100歳	明治33年4月 1日～明治34年3月31日までに生まれた方	50,000円
100歳以上	明治33年3月31日以前に生まれた方	30,000円
最高齢者		50,000円

※いずれも県内に引き続き1年以上住所を有する方が対象になります。

10月1日(日)～15日(日) 守り うけつぐ 川を愛する心

第20回秋の「川を愛する週間」

きれいな川と快適で住みよい環境づくりを目的に、市民の手による河川浄化運動が始まって今年で20年目になります。

今年も来月1日から「守りうけつぐ川を愛する心」をスローガンに、秋の「川を愛する週間」が始まります。

この期間は、自治会や事業所を中心に市内の各所で河川清掃が行われます。みんなできれいな川を守りましょう。

用具の申し込みは お早めに

市では河川清掃に必要な道具を貸し出しています。(無料)

しかし、この時期に一斉に清掃が行われるため、数が不足する

恐れがありますのでご了承ください。

さい。遅くとも清掃日の10日前

までにはとりまとめの上、河川

課へお申し込みください。

用具の分配は配送上困難です

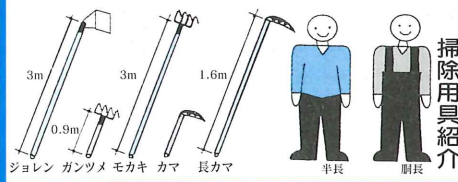
ので、配送は1カ所にまとめて

申し込んでください。



貸し出している清掃用具

その他に●舟●スコップ●ノコギリ●
輪車●コンテナ●バケツ●金ぼうきな
どがあります。



ゴミの回収にご協力を

川から引き上げられたゴミのうち、自治会などで処理できないものは市で回収します。次のようにして集めた後、河川課へご連絡ください。

○草、泥、空き缶など、種類別に分ける。(資源ゴミは通常のゴミ出しでお願いします)

○2トン車が入れる場所に、なるべく1カ所にまとめておく。

河川ゴミ以外のゴミは出さないようにお願いします。スムーズな回収ができないと他の地区の回収が遅くなり迷惑をかけることになります。

また、この期間以外にも、用具の貸し出しとゴミの回収は随時行っています。河川課までご連絡ください。

◎問い合わせ 河川課 ☎24・3151内線372

介護保険Q&A

Q ケアマネージャー(介護支援専門員)とはどのような人ですか?

A 保健・医療・福祉の各分野で5年以上の実務経験を持つている人で、筆記試験に合格し、実務研修を修了した有資格者になります。

利用者の依頼に基づいて、利用者とご家族の希望を聞きながら、その方にあつた介護サービスの利用計画(ケアプラン)を作成したり、サービス提供者への連絡や市町村への手続きなど、適切なサービスを受けられるように支援する専門家です。

介護保険やそれ以外の介護サービスについても、困ったことや不満にも相談に乗ってくれます。

また、市町村の委託により訪問調査を行うこともあります。

Q 介護サービスを利用していないけれども、保険料は支払わないといけないのですか?

A 介護保険は介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保障制度ですから、本人の希望やサービスを利用するしないに関わらず、原則として40歳以上のすべての方が加入します。

そのうち、65歳以上(第1号被保険者)の方は、今年の4月

から9月まで保険料が免除されていましたが、10月から保険料のうち半分を負担していただくことになりました。

Q 65歳以上(第1号被保険者)の人は保険料をどのようにして納めればいいのですか?

A 老齢・退職年金を月額15,000円以上受給されている方は年金から天引きになります。

(ただし、今年の4月2日から来年の4月1日までの間に65歳になる方は納付書で納めていただき、年金からの天引きは来年の10月からです。)

また、老齢・退職年金が月額15,000円未満の方には納付書が送付されますので、各金融機関に納めていただきます。

保険料の額などのお知らせや納付書は、佐賀中部広域連合から送付されます。

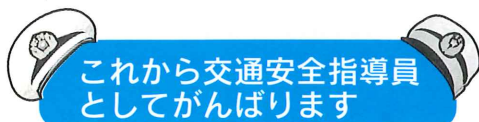
※介護保険についての疑問や質問をお寄せください

介護保険制度の仕組み、保険料、サービスについてなど、お気軽にお問い合わせください。お寄せいただいた質問の中から毎月ご紹介いたします。

◎問い合わせ 社会福祉課長寿推進室 ☎24・3151内線386・387

【Eメールアドレス】

shakai@city.saga.saga.jp



これから交通安全指導員
としてがんばります

森田 次男さん（本庄校区）

車社会と道路の整備が整ってきている今日、子どもを事故から守る手助けができればという気持ちで引き受けました。先輩方の熱意と姿勢を見習って、地域の交通安全指導に努めます。



甲斐 慎啓さん（鍋島校区）

指導員としては1年生ですが、引き受けたからには先輩諸氏の姿勢・熱意を見習い、地域から愛され、交通事故防止に寄与し地域活動にも努力し、精一杯頑張ります。



城野 義信さん（久保泉校区）

交通指導を通し、地域の子どもたちとのふれあいを大切にしていきたい。子どもたちは国の宝です。尊い命を交通事故から守るため精一杯頑張りますので、地域の人たちの協力をお願いします。



木塚 正人さん（蓮池校区）

交通安全指導員の役目がどんな仕事かもわからずに引き受けましたが、指導員の役目の重大さを痛感しています。これからは、交通事故防止のために街頭指導に努め、地域活動に努力します。



子ども、お年寄りを 交通事故から守ろう

子どもやお年寄りが被害者となる交通事故の全体に占める割合は、依然として高い数字で推移しています。

ドライバーの皆さん、運転中に子どもを見かけたら「やさしい」気持ちで、お年寄りを見かけたら「おもいやり」の気持ちで運転するよう心がけてください。



暴走族を追放しよう

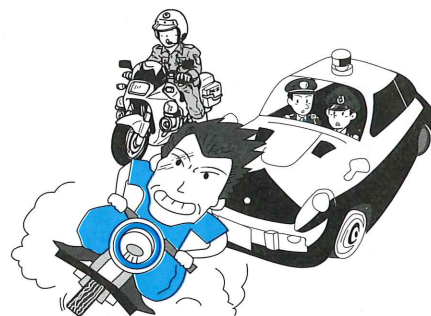
地域ぐるみで暴走族に対する三不運動を推進しましょう。
暴走を「しない」「させない」「見に行かない」

暴走族に関してお困りの方、暴走行為の前兆を目撃したなどの情報をお持ちの方はご連絡ください。

佐賀県警察本部警察相談室

佐賀警察署

最寄りの交番または駐在所
電話 26・9110
30・1911



自転車利用者は 交通ルールを守って

今月は、「中・高校生の自転車交通ルール・マナー向上対策強化月間」です。県内における自転車事故全体の3割強が中・高校生の関係する事故で占められています。

中・高校生の皆さん、無灯火・並進・二人乗り・信号無視・傘さし運転など交通ルールを無視した自転車利用は絶対にやめ、正しい交通ルールとマナーを身につけましょう。



秋の交通安全運動実施

〇期間 9月21日(木)～30日(土)
〇スローガン
「広めよう 高めよう
交通安全マナー」

〇運動の重点

- ・高齢者の交通事故防止
- ・シートベルトとチャイルドシートへの着用の徹底
- ・若年運転者の交通事故防止
- ・自転車のマナーアップ



市では、人権行政の総合的かつ効果的な推進を図るために「人権教育のための国連10年」佐賀市行動計画を策定しました。今回は、3回目として女性に関する問題についてご紹介します。

女性問題とは

この問題は、女性が女性であるということだけで社会生活の中でさまざまな面で不利益を受け、本来持つべき能力を十分に発揮できにくい状態にあるということです。

このことは、女性の人権問題であり、社会問題であることはいうまでもありません。

男女共同参画社会基本法など

法制度上の男女平等は進んでいますが、今なお「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担が慣習化されており、女性には、「昇進、職種、教育訓練など」において社会的な不利益を受けるなど人権が十分に保障されていないことがまだまだ見受けられます。

このため、固定的な役割分担にとらわれずに職場、学校、地域、家庭においてもそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりを進めていかなければなりません。

今後の進め方について

このような問題解決に向けて、この計画の中では次のようなことを掲げ、女性問題への人権教育・啓発活動を展開していくこととしています。

- 1 男女平等観に立った人間形成と人権教育の推進
 - 2 社会のあらゆる分野への男女共同参画と啓発活動の推進
 - 3 女性の高齢者に向けての地域福祉の充実
 - 4 女性の健康づくりと福祉の充実
 - 5 国際理解と女性の国際交流の推進
 - 6 セクシユアル・ハラスメントの防止
- これからは、私たち一人ひとりが固定的な男女の役割分担意識を改めて、男女がともに参画して生き生きとした人生をおくることができるよう「男女共同参画」の確立を進めていく必要があります。

◎問い合わせ 人権・同和対策課

☎ 24・3151内線398・400

21世紀を考える土台にします

国勢調査ってなに？

国勢調査とは全国、都道府県、市町村の人口や世帯の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料として役立つ統計を提供するもので、大正9年から5年ごとに実施されています。

どのように利用されるの？

- ・議員定数の決定
- ・地方交付税の算定基準

10月1日は国勢調査

- ・市および指定都市の設置要件
- ・福祉やまちづくりなどの行政施策
- ・将来人口の推計や人口分析など、学術研究をはじめ、会社や団体などに幅広く利用されています。

結果はいつわかるの？

- ・速報は本年12月の予定です。
- ・集計の終わったものか、順次

公表されます。

・公表後、報告書が刊行され、総務庁、県、市、主な図書館などで閲覧できます。

◎問い合わせ 企画課

☎ 24・3151内線133

Eメールアドレス

kikaku@city.saga.saga.jp

iモード公式サイト…さがナビ

くらしと
人権

咲かせよう人権の花

差別をなくすため、
一人ひとりが行動しましょう

去る7月21日から3日間、主要国首脳会議（サミット）が主要8カ国の参加により、第2次世界大戦の激戦地である沖縄で開催されたことは、サミットのテーマの一つである「世界平和」のうえで意義深いものがありました。

アジアで唯一の参加国である日本は、戦後めざましい経済成長をとり、国際社会の中では主要国として位置づけられています。しかしながら、経済発展の陰で、同和問題をはじめとする多くの人権問題の解決への真剣な取り組みが遅れてきたように思います。

今回サミットに参加した主要国と呼ばれる国々にも多くの人権問題が存在しており、これらが解決されぬ限り真の主要国に値しないと思います。

さて、世界中の多くの差別は、お互いの「違い」を認めないことに起因しているのではないのでしょうか。民族の違い、肌の色の違い、宗教の違い、政治体制の違い…そしてこれらは、最大の人権侵害である戦争へとつながり、多くの尊い人命が失われました。

これに対し、ある人権・同和問題研修会で外国人から見た日本の同和問題に対する意見が紹介され、それは次のようなものでした。

「世界中にはいろいろな差別がありますが、日本の部落差別は理解に苦しみます。日本人は、人種、言葉、肌の色、食生活、住居などみんな変わらないし、まして罪を犯した人でもないのに同じ日本人を差別している。差別する理由がわからないし、そのようないわれのない差別はすべきではないと思います。」

日本の部落差別は、同和地区に生まれたというだけで差別される世界でも類を見ない過酷な差別であり、就職、結婚など人生の大きな節目にその多くが起り、少なからず命を奪ってきました。

来るべき21世紀を人権の世紀にするために、私たち一人ひとりが差別に苦しむ人々の現実をしつかりと見つめ、差別の痛みを共感し、解決に向けて自分ができることから行動しましょう。

佐賀市社会同和教育指導員

大使からのメッセージ



針 すなお さん
(漫画家)

東京生活も40数年になりましたが、現在、私が知っている佐賀出身者経営の飲食店は2店。

渋谷・宇田川町の「佐賀」
新宿・高田馬場の「葉隠」

この他にも佐賀ゆかりのお店はたくさんあるかと思いますが、そこで、お願いします。市報さがの調査力をフルに発揮して「東京で佐賀弁で飲める店一覧表」を作成して首都圏在住者に配っていただければ、楽しくなかるうかと思います。



vol.8



森 みゆき さん
(歌手)

佐賀をふるさとに持つ私たちは、何事にも変えがたい恵まれた風土と澄みきった空気を21世紀にも維持し、誇りに思える状態を継承していく必要があると思います。

しかし、今回4カ月ほど佐賀に滞在してみて、公衆の場所で行き先、順番を守る必要のある時に我先にと平気で割り込む人が多いこと。マナーの悪さがく然とし、自分のことしか考えていない自己中心的な行動に何度も遭遇し、大変ショックを受けました。

あきれた例では、子どもと母親の手を引き裂いてまで、求める商品の所へ突進していく事実です。人間としてモラルに欠けた人はその家族、町、社会に精神的不快感を残し、調和を乱す原因になると思います。

素晴らしい景色だつて人の心が美しくなければ澱んでいってしまうでしょう。

個人がゆとりある心で、他人に対して常に思いやりを持った行動、言動で接し、豊かなふるさとを維持していけることを期待します。

ふるさとこころプレゼント 佐賀はがくれ大使

佐賀はがくれ大使は、佐賀市観光文化大使事業の愛称です。

現在、首都圏で活躍されている16名の方をお願いしています。豊かな歴史と文化に恵まれた、佐賀市の観光スポットと魅力を大都市の方々にPRしていただいています。

くらしの情報

『多重債務問題』

☆「サラ金」上限金利引き下げ

昨年度の佐賀市消費生活相談の第1位は、サラ金や商工ローンなどの多重債務に関する相談でした。さらに、昨年度は全国の自己破産申し立てが12万件を超え、社会問題となっています。

借金利が少し是正されましたが、現在多重債務に陥っている方は債務の整理が必要です。消費生活相談窓口では、債務の整理方法についての情報提供を行っていますので、詳しくはお問い合わせください。

☆「サラ金整理屋」に注意！

「サラ金整理屋・紹介屋」



今回「出資法」の改正により、6月1日以降の融資は、上限金利が年利40・004%から29・2%に引き下げられました。また、商工ローンでも問題になった根保証制度（あらかじめ限度額を設定し、その範囲なら保証人に無断で融資を増額することができる）や、脅迫まがいの悪質な取り立てについても「貸金業規制法」が改正されました。

これにより、保証契約を結ぶ場合、貸金業者は事前に内容を説明する書面を渡さなければいけません。また、根保証契約でも追加融資を行った場合は、その都度内容を根保証人に知らせることが定められ、法律に違反したときの罰則も強化されました。

いたずらに借金を増やすことにならないよう「サラ金整理屋・紹介屋」には十分注意しましょう。

◎問い合わせ 市民相談室
24・3151内線214

リサちゃんの リサイクル レポート



No.4

今回は、ごみの減量とリサイクルに向けた市役所の取り組みについてお知らせします。
市役所からは毎月どのくらいごみが出ているのでしょうか。今まで、コピー用紙は両面を無駄なく利用したり、機密文書も

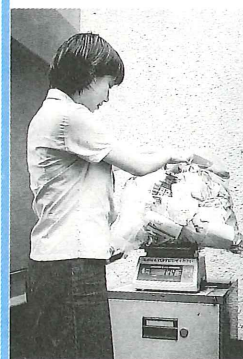
含めて資源化できるものはリサイクルしたりと、資源の有効利用に努めてきました。

ところで、市庁舎には約800人の職員が勤務しています。皆で一体どのくらいの量のごみを出しているのでしょうか。

そこで、各部署でごみの種類ごとに排出量の一覧表を作ってもらい、月に1回、全部署の集計を行うことにしました。

7月に市役所から出たごみの量は次のとおりです。

○燃えるごみ 2,048 kg
○燃えないごみ 20 kg
○プラスチック系ごみ 140 kg
○ペットボトル 25 kg
○ビン・缶類 379 kg



○新聞・チラシ 821 kg
○ダンボール 322 kg
○雑誌・コピー用紙・パンフレットなど 1,050 kg
○シュレッダー古紙 138 kg
○有害ごみ 0
市役所もひとつの事業所として、ごみの減量とリサイクルに努力していきます。

◎問い合わせ 環境課ごみ対策推進室 ☎24・3151内線314

eガイドミニ

佐賀市環境報告書から

No.6

いいかおり、いやなおい

9月から10月にかけて咲くキンモクセイの香りといえば、皆さんすぐにピンとくる秋の香りです。香りで季節を感じたり落ち着いたりすれば、逆に嫌なにおいでは気分が悪くなったりと、案外その影響力は大きいものです。

皆さんにとって、「いやなおい、不快なおい」は悪臭と呼

ばれ、その発生源は畜産農業、飲食店、塗装業などから各家庭までさまざまですが、アンモニアなど悪臭を発する多種類の物質が原因となっています。

市では、年1回、市内5カ所の施設でアンモニアの測定を実施していますが、規制基準値を超えるような値は見られません。しかし、においの感じ方とは個

人差がありますので、物を燃やしたり動物を飼う際などには十分な注意をお願いします。

最近ではハーブやアロマセラピーの流行により、香りが人にもたらすいい影響について注目されている反面、過剰な清潔志向で無臭が好まれる傾向もあります。

これからは悪臭の改善に取り組むながらも、佐賀の特徴である水田や麦わらなど自然や地域独自の心地よい香りを残していきたいものです。

◎問い合わせ 環境課

☎24・3151内線315

公害
トピックス
その9

ダイオキシンと食べ物

環境庁は、平成10年度のダイオキシン類の総合的モニタリングの際に、人や野生生物などの体内のダイオキシン類の蓄積状況などについても実態調査を行いました。左の表はその調査結果の概要を抜粋したものです。

クジラ類やトビ、シマフクロウのダイオキシン類蓄積量が他の生物と比べて非常に高くなっているのが目立ちます。ダイオキシン類は脂肪に蓄積されますから、プランクトンよりイワシ、イワシよりクジラと食べられる生物より食べる方の生物が蓄積量は多くなりますが、これだけではこの差を説明できません。そこでクジラ類、トビ、シマフクロウとヒト、ニホンザル、クマ類とを比較すると、その食性の差に気がきます。前者は魚・肉類ばかり食べる肉食性で、後者は何でも食べる雑食性です。雑食とダイオキシン類の関係は定かではありませんが、食物繊維がダイオキシン類の体外への排出に有効だとする研究もあります。また、雑食することは、汚染された食物からのリスクを分散させることにもなります。

実りの秋です。いろいろなものを味わいましょう。

生物別ダイオキシン類蓄積状況

種名	1g当たりのダイオキシン類量 (単位: ピコグラム)
ヒト (脂肪)	33.00
(肝臓)	3.70
トビ (筋肉)	40.00
(筋肉・脂肪)	92.00
シマフクロウ (筋肉・脂肪)	76.00
クジラ類 (脂肪)	81.00
ニホンザル (脂肪)	13.00
クマ類 (脂肪)	0.29
ニホンジカ (脂肪・肝臓)	5.20

※1ピコグラムは1兆分の1グラム

◎問い合わせ 環境課 ☎24・3151内線316

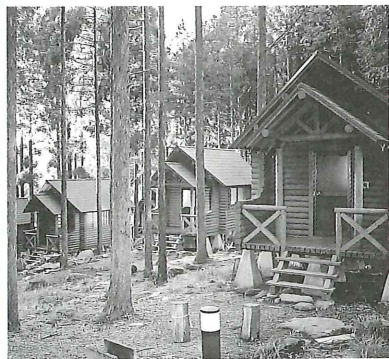
よかとこ わがまち

佐賀地区広域
市町村圏組合
市町村紹介
その⑦
三瀬村

山中キャンプ場

前回に引き続き、自然の中で楽しんでいただける場所をご紹介します。

脚気地蔵として有名な山中地蔵のそばにある山中キャンプ場は、ログハウス7棟、多目的広場、炊事場、管理棟などが整備されており、近くを流れる川を利用したソーメン流しは、風情があって楽しめます。例年7月



24日に地元住民の皆さん（主催）による「地蔵祭り」以降に利用することができず。（期間限定）春は遅咲きの桜で花見、夏は涼を求めて、秋は紅葉、と1年を通じて自然を満喫できる最適な場所ではないでしょうか。



ご家族、友人、その他いろんなグループで一度利用されてはいかがでしょうか。

（三瀬村役場農業経済課）

◎問い合わせ・申し込み

☎ 0952・56・2655

杠さん宅へ

市民*かんたん・ネット・セミナー募集



第1回セミナーの様子

第1・2回目の「市民*かんたん・ネット・セミナー」は、盛況のうちに終了しました。つきましては、第3・4回目の参加者を募集しますので、ふるってご応募ください。

- ・対象 市内居住、または市内勤務の方で、パソコン操作が初心者の方
- ・場所 城南中学校（南佐賀一丁目）最寄りのバス停は「自動車学校前」
- ・内容 ウィンドウズの基本操作、およびインターネット・Eメールの基本操作
- ・期間▽第3回（10月14・21・28・11月2日）▽第4回（11月11・18・25・12月2日）14時から2時間程度（学校行事などの都合により日程が変更される場合もあります）
- ・定員 各38人（申込多数の場合は抽選）
- ・受講料 無料
- ・申込方法 往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、昼間連絡のつく電話番号、希望する期間（第3回か第4回）を記入の上〒840-8501佐賀市栄町1-1 佐賀市教育委員会教育総務課「市民*かんたん・ネット・セミナー」係までお申し込みください。（10月2日必着）
- ◎問い合わせ
教育総務課 ☎ 24・3151
内線 416

提言箱にいただいた 皆さんがこのご質問にお答えします

No.10

提言箱

【提言】

市ボランティアを始めて障害者の方と直接触れ合うようになってから、段差やエスカレーターの怖さ、また障害物となる自転車や自動車の違法駐車など、不自由、不便なことが多くてびっくりしました。市職員の方もご自身の目で見て、体験されて初めて分かることも多いとおもいます。また、社会的弱者の方の意見を聞く場も増えれば、相互理解も深まると思います。

【回答】

障害者や高齢者の方々が「まち」に出かけようとしても、さまざまな障壁（バリア）のためできずに大変困っておられます。このため昨年、佐賀県福祉のまちづくり条例が制定され、自治体や事業主などが協力して公共的施設のバリアフリー化を図り、障害者や高齢者などの方々が「まち」に出かけるような環境の整備に努めています。

市職員も、車椅子の体験やアイマスクによる視覚障害者の疑似体験などを行っています。さらに今後もこれからの体験学習を通じて、歩道などの施設整備に役立てていきたいと思っています。

また、ご指摘のように障害者の方々のご意見をお聞きすることは極めて重要なことであると考えるておりまして、身体障害者、知的障害児（者）、視覚障害者、低機能障害者などの方々が主催する定期総会などには積極的に参加して、皆

■FAX 28-9188

■ホームページアドレス

<http://www.city.saga.saga.jp/>

◎提言箱についてのお問い合わせ

秘書広報課市民相談室

☎ 24・3151

内線 158～160

夏の思い出

毎わしにカーン

私の特ダネです



鬼丸町
竹内 啓子さん

7月29日(土)14時、赤松小学校に、総勢213人の大人と子どもが集まり、「第3回親子DAYキャンプ」が行われました。

男性と子どもたちは、ブロックのかまどで火をおこし、ご飯を炊き、女性と子どもたちはカレーを作りました。5、6年生は、自分たちだけで頑張りました。やはり、皆で作って食べる食事は最高です。普段は少しおっくうな後片付けも、皆でするのは、楽しいものでした。

その後、子どもたちは、校庭で6つのゲームに挑戦し、21時から校舎内でお楽しみの肝試しがありました。23時に消灯でしたが、興奮冷めやらず、夜中の2時、3時まで起きていた子どもたちもいたようです。翌朝はラジオ体操、後片付けをしました。

汗だくで火をおこし、お化けになったお父さんたち、本当にお疲れさまでした。



お父さんも頑張りました。

パパもママも一緒に



マネキンを使っての救急法

●北川副公民館
23・3086
迎です。

れのおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。

マネキンの実演にお父さんたちも少々戸惑い気味でしたが、自分の子どもたちと実際に比べてみて「難しかなー。脈のようわからんねー」などの言葉が飛び交っていました。最初は照れながらの手遊びや踊りでしたが、最後はぐずる子どもをあやしたり、おやつ時には子どもと向き合って「おいしかねー」とほほえみ合う姿がとても印象的でした。なんだか心が温かくなりました。

来月以降にはおやつ作りやミニ運動会と、楽しい企画が盛りだくさんです。お近くの方はぜひのぞいて見てくださーいね。お孫さん連



嘉瀬町
永瀬 薫さん

7月23日に、北川副公民館での子育てサークル「こかぶっこ」に行ってきました。通常は毎月第3木曜日に開催されています。

今回は夏の恒例として年に1回だけ特別に「お父さん(家族)」と一緒に救急法を学ぼう」ということで企画されていました。楽しい夏を送るために、佐賀市広域消防局救急課の皆さんに、人工呼吸などを丁寧に教えていただきました。

しっちょこはっちょこ会



大和町
松本 房子さん

「健やかで、優しい子どもの成長を願い、懐かしい子守歌やわらべ歌を歌い継いでいきたい。子育ての応援隊になれたら…」そんな思いでしっちょこはっちょこ会は誕生しました。

子守歌は幼子の心のふるさとです。子どもを抱っこしたり、おんぶしたりして歌う子守歌は、母子相互に安らぎを与え、肌と肌が触れ合うことによって愛情を伝え合うことができます。

今年の会の研修旅行は「しっちょこはっちょこ」の子守歌が歌い継がれている富士町葛蒲地区に行つて、子守歌交流をされたそうです。そこでは、そうめん流し、山菜料理などでもてなしていただき、心豊かな人たちと温かい交流ができたということです。

会では市内の子育てサロンの支援もされています。子守歌を歌ったり、託児ボランティアもしてもらえるそうです。

会の皆さんと一緒に歌って、安らかな優しい気持ちになります。

◎しっちょこはっちょこ会事務局(江崎さん)

26・1570



富士町の皆さんと温かい交流

国民年金保険料の 納付はお済みですか？

保険料を未納のままにしておくと、決して有利ではありません。

もし、お済みでない場合、次のような免除（特例）制度がありますのでご相談ください。

◆一般の免除申請

長い人生の間には、病気やケガ、失業などの経済的な理由でどうしても保険料を納められない時期があるかもしれません。そこで、次のような場合には、免除の申請をすることができます。（ただし、世帯での所得制限があります）



所得が少なく困っている方

◆学生納付特例申請

学生で収入がないため、保険料まで納めるのが難しいという方には、学生納付特例制度があります。

学生本人の前年の所得が68万円以下（給与収入で133万円以下）であれば、申請により納付が猶予される制度です。

ただし、特例の承認期間は受給資格期間には合算されますが、年金額には計算されません。



失業や営業不振などで困っている方



病気やけがなどで困っている方

◆追納制度

免除・特例の承認を受けた期間について、将来受け取る金額が少なくなるのを防ぐため、保険料を納期限後10年間で納めることができる制度です。

◆相談・手続き

《一般の免除申請》
年金手帳、認印
《学生納付特例申請》
《学生納付特例申請》
年金手帳、学生証（写しでも可）または在学証明書、認印

以上のものを、持参して市役所保険年金課国民年金室（1階8番窓口）で届け出をしてください。

※申請が遅れると、その分免除の開始も遅れますので、手続きは早めにしてください。

◎問い合わせ

保険年金課 国民年金室
☎ 24・3151 内線336



国民年金マスコット
「ハッピーちゃん」

美しい調べと絵本の朗読



赤松町
細田 恭子 さん

皆さんは「大白鳥の空」というお話を聞いたことがありますか。

赤松小3年生の学年活動で「佐賀子供の本とお話の部屋」のスタッフの方々をお招きし、絵本の朗読をしていただきました。

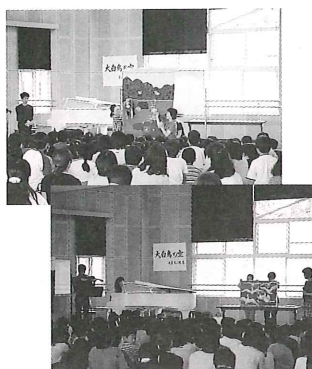
光と影の不思議な絵本、バイオリンとピアノのすばらしい演奏、そして、その美しい調べにのせての「大白鳥の空」の朗読は、私の想像をはるかに超え、目と耳から心の中にずっしりと入ってくる素晴らしいものでした。

3、4年前からこの活動を始められたという皆さんは、佐賀市内はもとより、遠くは呼子のほうにまで足を運び、これまで20回以上の公演を行って、たくさん子どもたちや大人にも絵本の楽しさを広めていらっしゃるそうです。

普段ゆっくり耳にすることのないバイオリンとピアノの音色。その中で聞くお話は、大人から子どもまで、きっとステキな感動を得ることができるでしょう。

◎佐賀子供の本とお話の部屋

（代表 三根裕子さん ☎ 34・4307）



▲美しい調べにのせての朗読は素晴らしいものでした。



佐賀市 6 歴史探検

こう どう かん あと 弘道館跡

弘道館は、今から219年前の天明元(1781)年、佐賀8代藩主鍋島治茂の時、藩校として佐賀城下松原小路に建てられたものです。

教授には、「寛政の三博士」として知られる古賀精里が任じられ、藩士子弟の教育に努めました。

10代藩主鍋島直正の時には、北堀端に移して整備拡張されました。ここでは、学習が強化され、朝6時から8時までと9時から12時まで、午後は1時から5時まで、夜は、6時から10時まで授業があったそうです。授業の内容は中国の学問である儒学や佐賀藩の歴史、武道などがありました。いわゆる「葉隠」が授業で用いられたことはなかったようです。

弘道館の食事は、非常に質素だったようで、寮生活を体験したことのある歴史学者、久米邦武によると「朝はたくあんか菜漬、昼はちょっとご馳走で夜は2杯の量り飯に塩だけであった。」と思いを語っています。

幕末から明治にかけて活躍した副島種臣、大隈重信、江藤新平、大木喬任、佐野常民らも弘道館出身者です。開校以来明治5年に廃止されるまで約90年間、佐賀藩の人材育成がなされました。今、弘道館の建物は残っていませんが、その跡地には往時をしのぶ「弘道館跡」の碑が建っています。

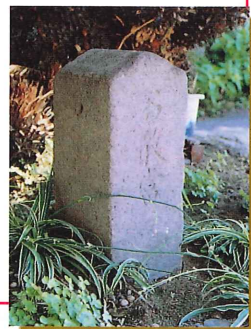


▲弘道館跡の碑

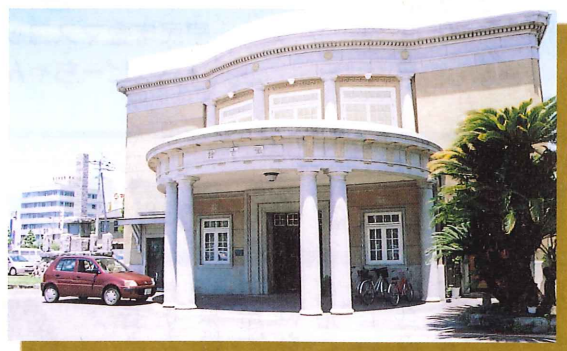
一口メモ

○弘道館跡には鍋島家資料を展示公開している「徴古館」があります。江戸時代の御道具類や古文書など、明治、大正、昭和に至る鍋島家に関する資料あるいは郷土関係の書画類などの資料が保管されており、順次公開されています。建物は平成9年に国の登録有形文化財に指定されました。

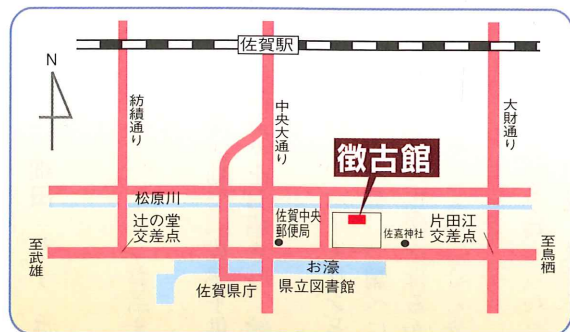
○徴古館入口の植え込みに「石敢當(いしがんとう)」と刻まれている石碑があります。起源は中国に求められ、辻々の道ばたには「魔よけ」として建てられているものです。わが国では、沖縄や鹿児島には多く分布していますが、北部九州ではあまり見られません。佐賀市域では、これが唯一のものなのかもしれません。



▲徴古館入口の石碑



▲鍋島家資料を展示している徴古館



市営バス佐嘉神社前下車 徒歩2分

市町村合併シンポジウム

- ・日時 9月30日(土) 13時30分～16時30分
- ・場所 佐賀市文化会館大ホール

【第一部】講演

講師 大前研一氏

「分権型社会における地域づくり」

【第二部】パネルディスカッション

「女性の視点で考える市町村合併」

～愛するまちの未来のために～

◎問い合わせ 佐賀県市町村課 ☎25・7023



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

人口 165,741人 (－ 63) 男 78,781人 (－ 33) 8月1日現在の人口
世帯 63,495 (－ 3) 女 86,960人 (－ 30) ()内は前月との差